

2021年11月1日

会員各位

一般社団法人 日本宅配水&サーバー協会  
製品水委員会 品質規格部会

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

拝啓、時下ますますのご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素より当協会の活動にご理解とご協力を賜り、誠に有難う御座います。

7月13日にご案内させていただいた『食品、添加物等の規格基準の一部改正』に伴う、水質検査の猶予期間終了まで、2ヶ月弱となりました。

貴社工場では、水質検査を計画実施されていることと思いますが、再度、検査項目のご確認をお願いいたします。これから水質検査を実施する場合は、検体提出から検査結果まで時間を要することとなりますので、余裕を持つての対応をお願いいたします。

2021年12月29日以降に製造、または、販売するものについては、下記の改正された基準値に適合する必要がありますので、ご注意をお願いいたします。

敬具

記

◆ミネラルウォーター類（殺菌・除菌を行うもの）

物質名	基準値		改正の内容
	改正前	改正後	
	2021年12月28日迄	2021年12月29日以降	
六価クロム	0.05mg/L 以下	0.02mg/L 以下	変更
クロロ酢酸	基準値なし	0.02 mg/L 以下	追加
ジクロロ酢酸	基準値なし	0.03 mg/L 以下	追加
トリクロロ酢酸	基準値なし	0.03mg/L 以下	追加
フタル酸ジ(2-エチルジエステル)	基準値なし	0.07mg/L 以下	追加

※成分規格の検査項目：43項目から47項目に変更

※六価クロムの基準値：0.05mg/L 以下から 0.02mg/L 以下に変更

以上



一般社団法人

日本宅配水&サーバー協会

Japan Delivery Water & Server Association